

群馬県教職員互助会における個人番号及び特定個人情報の 適正な取扱いに関する基本方針

群馬県教職員互助会（以下「互助会」という。）は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）に基づいて同法に規定する個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）を取り扱う事務を行うに際し、特定個人情報等の適正な取扱いについての方針を以下のとおり定めます。

- 1 互助会は、特定個人情報等の取扱いに関する法令、国が定める指針その他の規範を遵守します。
- 2 互助会は、番号法に定める個人番号利用事務及び個人番号関係事務の範囲内で特定個人情報等を適正に取り扱います。
- 3 互助会は、特定個人情報等の適切な収集、利用、提供、保管及び廃棄を行うとともに、これらに関する事項を定めた規程等を策定し、遵守します。
- 4 互助会は、特定個人情報等の適正な取扱いを確保するための監査及び特定個人情報等を取り扱う者に対する監督、教育等を実施します。
- 5 互助会は、特定個人情報等の漏えい、滅失又は毀損を防止するための安全管理措置を講じます。
また、万一漏えい等が発生した場合には、速やかにその事実関係の調査及び原因の究明を行い、被害の拡大防止を図るとともに、再発防止策等を実施します。
- 6 互助会は、特定個人情報等の管理の仕組みを継続的に見直し、改善します。

平成27年12月28日
群馬県教職員互助会
理事長 吉野 勉